

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第67号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第66号様式中

「

☐特定小型原動機付自転車

☐原動機付自転車

(総排気量 リットル/定格出力 キロワット)

☐小型特殊自動車

を

」

「

☐ 特定小型原動機付自転車
☐ 原動機付自転車（標識の色 ☐ 白 ☐ 黄 ☐ 桃 ☐ 青）
（総排気量 リットル/定格出力 キロワット）
☐ 小型特殊自動車

に改める。

」

第67号様式（その１）備考第６項第１号中「第56条第１号ア」を「第56条第１号ア及びウ」に改め、同項第３号中「第56条第１号ウ」を「第56条第１号エ」に改め、同項第４号中「第56条第１号エ」を「第56条第１号オ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。